

司法ネットについて（概要）

第1 司法ネットの趣旨

新たに設ける運営主体を中核として、民事・刑事を問わず、国民が全国どこでも法律上のトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供が受けられるような総合法律支援の体制を整備する。

第2 運営主体の在り方

1 運営主体の設立

司法ネットの中核となる運営主体を新たに設ける。

2 運営主体の業務

(1) 相談窓口（アクセスポイント）

法律上のトラブルについての相談の受付、情報提供、関係機関等（弁護士会、隣接法律専門職種団体、各種裁判外紛争解決機関等）への振り分け業務等を行う。また、関係機関等との連携の確保等に努める。

(2) 民事法律扶助

民事法律扶助事業（資力が十分でない者に対する法律相談、裁判書類の作成の援助、代理援助等）を行う。事業の実施に当たっては、一部に常勤弁護士等を活用する。

(3) 公的刑事弁護

迅速な選任が必要とされる捜査段階の公的弁護制度及び連日的開廷による集中審理（裁判員制度によるものを含む。）に対応し、全国的に充実した弁護活動を提供できるようにするため、契約により弁護士を確保し、国

選弁護人の候補を指名して裁判所に通知する業務を行う。

(4) 司法過疎対策

司法過疎地域等において、常勤弁護士等による法律サービスの提供が行われ得る態勢を整備する。

(5) 犯罪被害者支援

犯罪被害者に対して必要な支援を行う。

3 運営主体の組織等

(1) 組織形態

司法ネットの中核となる運営主体は、公正中立で、運営責任の明確性及び経営内容の透明性が図られ、かつ、提供するサービスの質及び効率の向上を図る仕組みを備えた法人とする。

独立行政法人の枠組みに従いつつ、運営主体の行う業務が司法に密接に関わるものであること等を踏まえた適切な組織形態とする。

(2) 弁護活動・訴訟活動の独立性

運営主体は、契約関係にある弁護士の個別の弁護活動・訴訟活動について、指揮命令できないものとする。

また、運営主体による業務の運営に関し、特に公正かつ中立な判断を確保する必要がある事項を審議するため、有識者等から成る機関を置くこととする。

司法ネット構想

現状

社会構造等の変化に伴う紛争の増大
法律問題について、どこで、誰に相談したらよいか分からない。
どのような解決方法があるか分からない。
身近に弁護士がいない。弁護士がいても知らない。
経済的理由から弁護士に依頼できない。

これまでの対応・取組

弁護士会や行政機関などによる個別の相談窓口等
弁護士会が司法過疎地域に事務所を設けて弁護士を配置
(財)法律扶助協会による民事法律扶助事業
被告人国選弁護制度、弁護士会・(財)法律扶助協会による被疑者に対する弁護の援助
法曹人口の増加

限界・問題点

相談先等に関する情報が集約・整理されておらず、わかりにくい。
適切な紛争解決への道案内を行う相談窓口が十分に整備されていない。
相談窓口とその後法律サービスの提供とが十分に連動していない。
弁護士がいない地域が依然として多く存在している。
経済的理由から法律扶助を必要としながらこれが受けられない事案の激増
被疑者国選弁護制度の導入、裁判員制度を初めとする刑事裁判の集中審理等への十分な対応が困難

解決策

運営主体を中核とする司法ネットの実現

利用者（国民）

相談（アクセス）

法律サービスの提供

相談機関等の相談窓口
弁護士会・地方公共団体・

ネットワーク化
(連携・協力)

運営主体

事業内容

- 相談窓口
 - 相談を受け付けて、紛争解決への道案内
 - アクセス情報の集約、整理、提供
 - 司法過疎対策
 - 司法過疎地域にアクセスポイントを設置、法律サービスを提供
- 民事法律扶助
 - 資力の乏しい人に対する裁判代理費用の立替え
 - 公的刑事弁護
 - 被疑者・被告人段階を通じ一貫した公的刑事弁護活動の提供
 - 裁判の迅速化、裁判員制度の実施を支える公的弁護態勢の整備
 - 犯罪被害者支援

一部にスタッフ弁護士制度を導入

ネットワーク化
(連携・協力)

種団体・紛争解決機関等
弁護士会・隣接法律専門職

司法ネット